

委穀經十年已上者、以二千七百寸爲斛法、

楠并新委不經年者、以二千八百寸爲斛法、

粟穀者、以二千九百寸爲斛法、

今案天平六年使七道異率、寶龜七年使共是一例、主稅寮亦同此法、然則前使所算、更不可改、猶依先計、可待物盡、但天下一法、不可參差、自今以後、所委粟穀、可依寶龜七年例、

○按ズルニ、此斛法ヲ東大寺所藏ナル天平尺一尺ハ今ノ曲尺ノ九寸七分八釐ニ當ルヲ以テ計ルニ、立方積二千

七百寸ハ、今ノ二千五百二十五寸六分九釐一六五〇四ニシテ、其一升ハ今ノ三合八勺九才餘

ナリ、現行量一升ノ積ハ、六四八二七〇〇ナリ、二千八百寸ハ、今ノ二千六百十九寸二分三釐五七八五六ニシテ、今

ノ四合〇四才餘ナリ、三千二百寸ハ今ノ二千九百九十三寸一分二釐三二六四ニシテ、今ノ四

合六勺一才餘ナリ、

〔扶桑略記二十九條〕延久四年九月廿九日、斗升法、可據用長保例之由下知、

○按ズルニ、此時ノ法ハ、一條天皇ノ長保ノ制ニ據ルベキコトヲ示サレタルニ過ギズシテ、新

ニ制ヲ立テラレタルニアラザルヤ明瞭ナリ、然レドモ其ノ長保ノ制ト云フモノハ傳ハラザ

ルナリ、

〔東寺長者補任〕延久四年、今年斗升寸法被定之

〔愚管抄四〕後三條院の位の御時、延久の宣旨、斗と云ものさだまりて、今まで其を本にして用ゐら

る、斗まで、御沙汰ありて、斗めしてまゐりたれば、清凉殿の庭にて、沙子を入れてためされけるな

んごをば、こはいみじきことかなど、めであふぐ人もありけり、

〔東齋隨筆政道〕延久〇後三條善政には、先器物を作られけり、資仲卿藏人頭にて、これを奉行せり、升を

召よせて、とりく御覽じて、籠を折て寸法なごさ、せ給けり、米をば穀倉院より召寄て、殿上小

宣旨升